

Tポイント付与規定

第1条（Tポイントの付与）

Tポイント付きリザーブドプランカード（以下「本カード」といいます）では、スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」といいます）が提供するローンカードの取引に応じたTポイントを、CCCMKホールディングス株式会社（以下「MKHD」といいます）が、スルガ銀行からの依頼に基づき付与いたします。

第2条（Tポイントの付与対象）

（1）「Tポイント付きリザーブドプランカード」一体型の場合

- ①本カードの申し込みにあたって、新規にT会員の登録をされる場合には、スルガ銀行とCCCMKホールディングス株式会社（以下「MKHD」という）が提携して発行するTポイント付きリザーブドプランカード一体型のTカード番号に対して、Tポイントを付与するものとします。
- ②前号のTカード番号について、別途、MKHDがT会員規約で定める一時停止、退会または除名措置の状態となった場合等、Tカード番号が無効な場合、Tポイントの付与は行われません。
- ③Tカード番号は、お客さまからの指定、変更は出来ません。

（2）「Tポイント付きリザーブドプランカード」単体型の場合

- ①Tポイントの付与は、付与時点で本カードが有効であり、かつT会員の資格を有する方を対象とします。スルガ銀行は、カード申込時にお客さまが指定されたTカード番号（以下「指定Tカード番号」といいます）に対して、Tポイントを付与するものとします。
- ②前号の指定Tカード番号について、別途、MKHDがT会員規約で定める一時停止、退会または除名措置の状態となった場合等、Tカードが無効な場合、Tポイントの付与は行われません。
- ③第1号の指定Tカード番号が変更となった場合、お客さまは、すみやかにスルガ銀行所定の方法により、スルガ銀行宛てに変更後のTカード番号を届け出るものとします。本届出がなされなかった期間中のTポイントの付与は、行いません。なお、お客さまからの本届出があった場合、スルガ銀行はすみやかに指定Tカード番号変更の手続きを行うものとしますが、変更手続きのため、やむを得ずTポイントの付与が行われない期間があります。

第3条（Tポイントの付与時期および種類）

Tポイントの付与は、本カードにおける毎月の定例返済の際における最低返済金額（最低返済金額以上の定例返済をされた場合であっても最低返済金額となります）に対して、原則、毎月15日（銀行休業日の場合は翌営業日となります）に付与させていただきます。ポイント付与の内容および取引条件等の最新の情報は、インターネット上のスルガ銀行ホ

ホームページ等のスルガ銀行が指定する箇所に表示するものとします。

なお、経済情勢の変化、MKHDのTポイントサービスの終了、本カードの取扱いの中止、その他スルガ銀行が相応の事由があると判断した場合、スルガ銀行はインターネット上のスルガ銀行ホームページのスルガ銀行が指定する箇所またはMKHDのインターネット上のMKHDホームページ等に表示することにより、Tポイント付与の内容および取引条件等を変更または中止できるものとします。

第4条（Tポイント付与等の確認）

Tポイントの付与等については厳正な管理および記録をしておりますが、必ずお取引をされているお客さまご自身が確認をしてください。万一、Tポイント付与等の内容が相違していると思われる場合には、Tポイントが付与された日（原則、毎月15日）を含め30日以内にスルガ銀行まで電話にて連絡をしてください。スルガ銀行におけるTポイント付与等の記録と照合し対応させていただきます。尚、31日目以降は、付与の記録との照合および対応はいたしません。

第5条（Tポイント付与の中止）

以下のいずれかの事由に該当した場合、Tポイントの付与は行われません。

（1）第2条に定めるお客さまのTカード番号（指定Tカード番号を含みます）について、MKHDの定めるポイントサービス利用規約第4条に該当した場合、または、有効期限切れ等の理由で無効の場合。

（2）お客さまが本カードにおける毎月の定例返済を遅滞している場合およびスルガ銀行がTポイント付きリザーブドプランカード契約規定第10条（期限の利益喪失）第1項各号または第2項各号で定めるいずれかの事由に該当した場合

（3）お客さまがスルガ銀行に対する他の取引において債務不履行等の状態にある場合等、スルガ銀行が相応の事由があると判断した場合

第6条（規定の変更）

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化、その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、スルガ銀行は、変更内容についてスルガ銀行ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。なお、最新の規定につきましては、下記のスルガ銀行までお問い合わせください。

第7条（規定の準用）

本規定に定めのない事項および用語の定義については、スルガ銀行が定めるTポイント付きリザーブドプランカード契約規定、Tポイント利用サービス規定およびMKHDが定めるT会員規約、MKHDが定めるポイントサービス利用規約ならびにその他スルガ銀行、MKHDおよびTポイント・ジャパンが定める各取引規定により取り扱うこととします。

（2023年6月現在）

お問い合わせ先：スルガ銀行Tポイント付きリザーブドプランカード専用デスク

電話番号：0120-89-5505

お電話承り時間：月～金曜日（祝日を除く）9：00～17：00

お問い合わせ先：Tカードサポートセンター

電話番号：0570-029294

お電話承り時間：年中無休 9：30～18：00